

施策：	18	セーフティネットの推進	財務コード	01030302-01-278
基本事業：	03	生活保護世帯の自立助長	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	働ける人がいる生活保護世帯数 自立世帯数（計画期間内累計）		担当課	保護課
			担当係	保護1担当、保護2担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
<p>・憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする</p>			<p>【保護の決定・実施過程】 相談・申請・受付 新規調査（収入、資産、他法他施策、病状、住居、家族の状況等） 援助方針の策定 保護開始 保護の決定・実施（変更） 援助方針の見直し・保護の要否判定 保護廃止（終結）</p>							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			【保護の種類】							
<p>・生活を維持するために必要な生活扶助、医療扶助などの扶助を決定し、世帯の最低限度の生活を保障する。 ・生活保護世帯の実態把握に努め、自立に向けた相談援助活動を行い、経済的自立や、その有する能力に応じた自立した日常生活を営めるようにする。</p>			<p>・生活扶助、住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、医療扶助、介護扶助の八扶助 ・就労自立給付金 ・進学準備給付金</p>							
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	05年度 実績	06年度 実績	07年度 当初	08年度 要求	09年度 計画	10年度 計画	目標	
就労支援プログラム実施件数			62	58	80	80			85	
就労支援プログラム対象者のうち就労決定した人数			36	36	35	35			35	
5. コスト										
事業費		計	千円	2,647,888	2,569,905	2,695,227	2,557,526			
		国	千円	1,943,166	1,913,604	2,021,420	1,918,144			
		県	千円	77,540	69,664	89,000	80,000			
		地方債	千円			0	0			
		その他	千円			0	0			
一般	千円	627,182	586,637	584,807	559,382					
正職員人工数		人工	14.8	15.8	15.8					
正職員人件費		千円	115,662	126,763	132,420					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	2,763,550	2,696,668	2,827,647	2,557,526				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている	就労可能な者の内、特に就労自立の可能性の高い者を就労支援プログラム対象者として選定。就労支援員、CW、ハローワーク等と連携して就労に向けた支援を行っており、保護廃止に繋がった者は増加傾向である。									
どちらかといえばあがっている	令和2年度は、73人を対象とし、就労決定した者等が32人あり、保護廃止に繋がった者は6人です。									
あがっていない（停滞・低下）	令和3年度は、77人を対象とし、就労決定した者等が33人あり、保護廃止に繋がった者は7人です。									
	令和4年度は、78人を対象とし、就労決定した者等が36人あり、保護廃止に繋がった者は6人です。									
	令和5年度は、62人を対象とし、就労決定した者等が36人あり、保護廃止に繋がった者は9人です。									
	令和6年度は、58人を対象とし、就労決定した者等が36人あり、保護廃止に繋がった者は8人です。									
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし	就労支援プログラム実施件数は横ばい傾向だが、就労収入増加及び就労自立廃止に繋がっており、保護費支出への成果は大きいと考える。						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）										
生活保護法にもとづく最低生活の保障と自立助長をおこなう。引きこもり等の問題を抱える被保護者もあり、就労支援の前段階から支援を行なう必要があるため、令和7年度より就労準備支援事業を開始した。					備考・特記事項 or 進行管理欄					
稼働能力が見込まれるその他世帯（高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯以外の世帯）を中心に世帯状況を確認し、対策をおこなっていく必要がある。 令和6年5月より家計改善支援事業を開始した。 令和7年4月より就労準備支援事業を開始した。										